

船舶事故調査報告書

平成27年2月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成26年6月16日 08時50分ごろ
発生場所	青森県深浦町大戸瀬埼北西方沖 大戸瀬埼灯台から真方位316° 2.6海里付近 （概位 北緯40° 47.9′ 東経140° 00.9′）
事故調査の経過	平成26年6月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 輝栄丸、6.36トン AM2-5044（漁船登録番号）、個人所有 12.23m (Lr) × 2.67m × 0.83m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和56年8月4日
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年6月3日 免許証交付日 平成24年11月7日 （平成30年6月2日まで有効） 甲板員 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年10月29日 免許証交付日 平成23年10月6日 （平成29年6月3日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、平成26年6月16日05時30分ごろから大戸瀬埼北西方沖に設置していた底建網漁の切上げ作業として漁具の引揚げを開始した。 本船は、船長が船首左舷側でドラムの操作を行いながら漁具を引き揚げ、甲板員が機関室後方の甲板上で引き揚げられた漁具の整理を行っていた。 本事故当時、天候の状況は、08時ごろから降り出した雨が一旦や

	<p>船長は、本事故当時、作業服の上にカッパ及び救命胴衣を着用し、ゴム長靴を履いており、携帯電話を身に付けていたが指輪やネックレス等を身に付けていなかった。</p> <p>甲板員は、本事故当日、出漁する際、風が弱く、海上は平穏で視界も良く、日も照っていて、落雷するとは思っていなかったが、08時ごろから急に天気が悪くなって雨が降り出したことを認めた。</p> <p>甲板員は、本事故前、雷鳴及び雷光を認めなかった。</p> <p>本事故時の雲は、黒くて厚く、空全体にかかっていなかった。</p> <p>青森県には、平成26年6月16日08時23分から17日20時10分の間、雷注意報が発表されていた。</p> <p>本事故時の船長の体勢については、甲板員が見ておらず、立って作業を行っていたのか、腰をかがめて作業を行っていたのか、不明であった。</p> <p>本船には、落雷による痕跡を認めることはできなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし あり</p> <p>船長の死因は、電撃傷による低酸素脳症であった。</p> <p>本船は、大戸瀬埼北西方沖で底建網漁具の引揚げ作業中、船長が落雷の直撃を受けたことにより死亡したものと考えられる。</p> <p>雷注意報は、本船の出港後に発表されており、船長及び甲板員は、本事故時、雷注意報が発表されていることを知らなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、大戸瀬埼北西方沖で底建網漁具の引揚げ作業中、船長が落雷の直撃を受けたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雷注意報又は雷警報が発表されている場合は、出漁しないことが望ましい。 ・ 雷鳴や雷光を認めたり、黒い雲が突然発生した際は、操舵室、船員室などに避難すること。また、避難する部屋がない場合は、できるだけ低い体勢で雷や黒い雲が通過するのを待つこと。 ・ 船体に避雷針を付けること。また、AED（Automated External defibrillator：自動体外式除細動器）を備えておくことが望ましい。